

自民党の日本国憲法改正草案について考える —— 96条改正問題を中心に ——

2013年5月25日
生協総合研究所講演会
阪口 正二郎 (一橋大学)

1 はじめに

(1) 政治家の間での改憲論の盛り上がり

昨年12月自民党が再び政権につき、憲法改正を悲願とする安倍晋三さんが首相になり、政治家の間で憲法改正論議が盛り上がり、安倍さんは参議院選挙でも憲法改正を一つの争点としたいと発言しています。

(2) 2012年自民党「日本国憲法改正草案」は何を問おうとしているのか？

二つのことをお話ししたいと思います。一つは、昨年4月に自民党が発表した改正草案は、何を狙いとしているのかという点です。改正草案はある種の決別宣言だと思われれます。何と決別しどこへ行こうとしているのか。

(3) 「96条改正」先行論について——憲法を簡単に変えられるようにしていいのか？

もう一つは、個々の条文の改正に先立ち、96条の改正手続きを定めた条文をまず改正、それを先行させる議論が3月頃から出てきています。最近、公明党含めその評判がよくないため下ろす可能性もありますが、96条の改正という問題は非常に重要で、きちんと考えておく必要があります。

(4) よく考えるとちょっと変な改憲論

①「押し付け憲法」論

その前に、憲法改正論として耳にするいくつかの議論は、おかしいと思うものがあります。たとえば、「押し付け憲法」論です。多くの国の憲法は一定の国際的な環境の中で制定され、その影響を受けざるを得ません。たとえば、大日本帝国憲法は、明治維新を経て近代国家としての日本にふさわしい憲法ものにするために西洋の立憲主義の考えをある程度取り入れざるを得なかったわけです。また、「押し付け憲法」であっても受け入れられる場合もあります。たとえば、アメリカ憲法の修正13、14、15の3つの条文は「押し付け憲法」だと言われます。これらの条文は、南北戦争後、勝利した北部が負けた南部に対し、南部がこれらを認めなければ合衆国への復帰を認めない、と押し付けたものだとされています。これらの条文は、内容を見れば、①奴隷制の廃止、②黒人に対する法の下での平等と適正手続の保障、③黒人に対する選挙権の付与を定めたものでした。未だに南部の中には「押し付け憲法」ではないかという気持ちが残っていますが、これらの条文の正統性が現在問題にされることはありません。

日本国憲法が、仮に「押し付け憲法」だとしても、誰にとって「押し付け憲法」なのかということも考えておく必要があります。当時の世論を見る限り、国民は日本国憲法を歓迎していました。したがって、国民にとっては「押し付け憲法」であったとは言えないのではないかと考えているのは国民でなく、政府だと思います。しかし、それを政府が言う資格はあるのか疑問です。マッカーサーは日本を去るにあたり、占領が終われば日本国民の手で自由に憲法を改正して構わないと告げていきました。しかし、当時の吉田茂首相は、結局改正しようとはしませんでした。

一番問題なのは、押し付けられた憲法だから変えるべきだという議論は、しばしば問題の本質を覆い隠す可能性があるということです。私の親の世代などは、いやいや結婚させられたご夫婦も珍しくありません。それでも、うまくいっている夫婦は少なくありません。いやいや結婚させられたと言う方は、うまくいっていない夫婦、つまり相手を気に入らないからいやいや結婚させられたのだと言う

のです。憲法も同じではないでしょうか。今の憲法が気に入らないから「押し付け憲法」論が出てくるのではないのでしょうか。しかし、そうであれば、いったい今の憲法のどこが問題なのか正面から問題提起すべきで、「押し付け憲法」などという本質を覆い隠す議論などすべきではないと思います。

②戦後 50 年経ったからそろそろ見直すべき論

戦後 50 年たったからそろそろ変えようという議論も同じです。何年経とうと問題がなければ変えようということにはならないはずですから、やはり、これも今の憲法のどこが問題なのか正面から主張すべきです。

2 2012 自民党憲法草案とはどのようなものか——「訣別宣言」としての草案

自民党は 2005 年にも新憲法草案を発表していますが、その方がよく「お化粧」がされているように思います。それと比べて 2012 年草案は、ほぼ化粧がなくその分自民党の本音がよく表れています。

(1) 個人主義からの訣別

①13 条の「個人」の尊重を「人」の尊重へ：憲法の条文

日本国憲法の条文の中で何が一番大切かと聞かれれば、13 条だとお答えすることにしています。13 条は「すべて国民は個人として尊重される」として個人主義の立場を明確にしている条文です。それに対して改正草案では、巧みに「個人」を落とし、すべて国民は「人」として尊重される、と変えている。一見すると同じだが、やはり違うのではないのでしょうか。

②「個人」と「ヒト」の違い：個人は多様で人によって大きく異なります。それを丸ごと可能な限り保護しようというのが 13 条の立場です。何が一番大事かと聞かれれば、宗教の教え、お金、愛する人と、人によって答えは大きな違いがある。それぞれかけがえのない人生で比較することは不可能です。一方「ヒト」は、みな同じものとして、多様性ではなく同質性を強調する方向になります。

③ただの「ヒト」なのか「日本人」なのか：しかも、後で申し上げますが、「人」として尊重されるのは、生物学的なヒトでなく、「日本人」ではないかとみられるところもあります。

(2) 国家と個人に関するこれまでの考え方との訣別

日本国憲法は、前文で社会契約という理屈をとっている。

①社会契約という論理→国家はあくまで人為的なもの、自由を確保するための憲法

社会契約論では、国家はあくまでも人為的で、実体的な存在ではありません。みんなで契約して自由を確保するため、国家を作り上げる。国家はあくまでも個人の自由を守るための存在にすぎません。いったん設けられた国家は、それ自体個人にとって大きな脅威となる。それを縛るものが憲法です。

②改正草案前文における憲法

「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」。

「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するために」憲法を制定する。

しかし、改正草案では、単に人為的な国家でなく、歴史、固有の文化、伝統をもった日本国という国の憲法ということが強調されており、憲法上保障される権利もそういう実体的な国家の国民の権利だと考えられている節があります。

③人が人であるというだけで有する「基本的人権」ではなく日本人の権利

対応して日本国憲法改正草案 Q&A では、「権利は、共同体の歴史、伝統、文化の中で徐々に形成されてきたものです。したがって、人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることも必要だと考えます。現行憲法の規定の中には、西欧の天賦人権説に基づいて規定されていると思われるものが散見されることから、こうした規定は改める必要があると考えました」としています。

④固有の伝統、文化、歴史を有する「日本人」の権利

自民党の Q&A では、正直ですが、危ないことが書いてある。草案では国民の権利義務について、「人権規定もわが国の歴史、伝統、文化を踏まえたものが必要。西洋の天賦人権説に立っているように見える人権規定は、おかしい」と明示的に書いてあります。人が人であるという理由だけで基本的人権を有するという考え方を辞めて、固有の歴史、伝統、文化を持つ日本国民としての権利という方向に変えたいという発想だと思います。その場合、日本国籍を有しているどうかとは関係なく、日本の伝統や文化を共有している人のみに与えられる権利、ということになる気がしてかなり危ない話になるのではないかと思います。

(3) 普遍性からの訣別

①基本的人権を「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」とし「現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」とする 97 条の削除

97 条を削除するということは、人権とは「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」、全人類が努力して獲得してきたものであるという、普遍的な西欧の基本的人権思想という考え方から訣別したいということでしょう。

②大日本帝国憲法制定者の苦悩を共有しない自民党草案

1876 勅語「朕爰ニ我カ建国ノ体ニ基キ広ク海外各国ノ成法ヲ斟酌シ以テ国憲ヲ定メントス」

「建国ノ体」＝特殊日本の天皇制

「海外各国ノ成法」＝西欧近代の憲法思想に盛り込まれた普遍的原理

大日本帝国憲法を作った人たちは、かなり苦勞して西欧の立憲主義思想を取り入れようとしてきました。そうしたことはやめて日本に回帰しようというのが改正草案の立場です。大日本帝国憲法を制定する際に発せられた勅語は、「建国ノ体」という特殊日本の天皇制だけでなく、「海外各法ノ成法」という当時の西欧の立憲主義思想の両方を参考にして憲法を制定せよ、というものです。これを受け、伊藤博文はヨーロッパで学び日本国憲法を作り上げました。このように、明治憲法には、西欧近代の思想を取り入れなければ国際社会の中で日本はやっていけないという思いから、議会という制度や権利保障など西欧近代の思想が取り入れられたものもたくさんあります。

③1989 年東欧革命以降の世界の流れに逆行

東欧革命が起きて社会主義が崩壊しました。それを受けて多くの東欧国家が新しく憲法を制定し、西欧流の基本的人権を受け容れています。1789 年にフランスで生まれた「基本的人権」は、200 年の時を経て現在世界中に大きく広まっています。そうした時期に、自民党はそれに背を向けようとしているのではないのでしょうか。

この 3 つ訣別が一番大きな問題だと個人的に感じている。

(4) 9 条改正について

①集团的自衛権行使の容認——内閣法制局による歯止め(最後の砦)の乗り越え (改正草案 Q&A10 頁)

草案で目指しているのは自衛隊の容認ではありません。争点になっているのは「集团的自衛権」を肯定するかどうかです。同盟国が攻撃を受ければいっしょになって攻撃をし、同盟国を防衛する、これが「集团的自衛権」であり、それを認めさせたいのが 9 条改正の狙いです。憲法学者を除けば、自衛隊が合憲であるということについては合意されているので、単に自衛隊を正統なものとしたいうだけで憲法を改正する必要はないはず。「集团的自衛権」の行使を認めるかどうか、という点で

障害となっているのが内閣法制局です。内閣法制局は一貫して日本国憲法の下で「集団的自衛権」の行使は認められないとしてきました。これを乗り越えるためには、憲法を改正するか、圧力をかけて内閣法制局の解釈を変更させるしかありません。後者を安部さんは2007年に有識者を集めた懇談会を組織し、そこで「集団的自衛権」の行使を容認させ、それによって内閣法制局に圧力をかける形で試みました。しかし、安部政権が崩壊し、うやむやになってしまいました。有識者懇談会を組織し、そこで内閣法制局とは対立する見解を取りまとめ、それによって内閣法制局に圧力をかけ、内閣法制局の解釈を変更させるという方法は、中曽根首相のときに、閣僚の靖国神社参拝をめぐってとられた手法であり、その際には成功しています。

②「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」という曖昧な規定→誰によるどのような活動に貢献するのか？(Q&A11 頁でも「国際平和維持活動」となっているだけ。

詳しいことが書かれておらず、いろいろなことができるようにしておきたいということでしょう。国連が制裁措置を加えるときは当然参加し、国連の支持が得られなくてもアメリカ主導の多国籍軍などにも協力できるようにしておきたいのではないのでしょうか。

③軍事裁判所の設置

普通の裁判は公開ですが、軍隊に関するものは軍事裁判所が管轄し、基本的に非公開で行う、これが軍事裁判所です。

④国民の「領土保全等」に対する「協力義務」→徴兵制については持越し(Q&A12 頁)

なぜこれにとどめたのか、国民の「国を守る義務」を明示すべきとの議論もあったが、そうすれば徴兵制の問題が発生し、それについては自民党内で解決をみていないため規定を置くことは現時点では困難として「協力義務」としたと自民党は説明しています。

⑤私自身の9条論→9条は日本を武装解除する規定、アジアのための9条

従来の護憲派の議論は、「武力によらない平和」という考え方を9条が採用したものであり、これは望ましいものであり、9条はその先進的な試みとして、国際社会のスタンダードになっていくはずのものであると考えてきました。私自身は、「武力によらない平和」ができるに越したことはないが、国際社会の現実を前提にすれば、現時点では現実的に無理があるように思います。国際社会においては、自国を守る軍隊を持っているのが「ふつうの国家」です。それでもなお私は、9条を維持する「特殊な国家」という立場を日本は維持する必要があると思います。それは9条が設けられた特殊な事情を重視すべきだと考えるからです。9条の成り立ちを考えると、9条は、日本の平和のためではなく、アジアの平和のために設けられたものです。「武力による平和」を放棄する9条は、日本がアジアを二度と侵略しないという約束です。だとすれば、9条を変えてもいい時とは、日本がアジアの中で、もう日本が侵略国家になることはないとの確かな信頼を得た時です。しかし、現時点で、中国、韓国との関係を見ると、そうした信頼を得ているとは言えず、今9条を変えるのは無責任だと思います。

(5) 国民の憲法尊重擁護義務(102条)について

- ・現在の99条が憲法尊重擁護義務の名宛人から「国民」を外していることの二つの意味
- ・第1の意味＝日本国憲法は近代立憲主義(憲法とは国民が国家を縛るもの、しかも人権によって縛るものである)に立脚している。
- ・第2の意味＝日本国憲法は「闘う民主政」を採用しないという選択をしている。
- ・この二つの選択を放棄することの重大な意味

草案の102条は、天皇と摂政を外している。恐れ多くて天皇陛下に憲法擁護義務など課せられないということであれば、その発想は大日本帝国憲法的で時計の針を戻すことにはなるのではないか。逆に国民を入れて国民は憲法を守れとなっている。国民にも憲法尊重擁護義務を課すというのは、ドイツ

の「闘う民主政」を想起させる。「闘う民主政」とは、自由や民主主義を保障したワイマール憲法の下でそれらを悪用してナチスが台頭したという反省に基づいて、戦後のドイツでは民主主義や自由の敵に対しては、民主主義や自由を保障しなくてよい、というもの。冷戦期には対共産党に向けられ、共産党が憲法違反と憲法裁判所で判断されたことがある。国民に憲法尊重擁護義務を課していない日本国憲法は「闘う民主政」を採用しないという選択をしたものだと考えられる。日本はそれほど脆弱でないし、民主主義や自由の敵はまさしく自民党であった。こうしたことを考えると、「闘う民主政」を採用するのは日本では危険性の方が大きい。

(6) こうしたことから見えてくる改正の狙い

- ① 普遍からの逃避
- ② 個人より国家、共同体の優先
- ③ 関係の逆転＝国家を縛る憲法から国民を縛る憲法へ

3 96条改正について問われる選択の意味——民主主義と立憲主義はどこで対立するのか？

- (1) 硬性憲法と軟性憲法という区別→一般の法律と同等の手続で改正可能かどうかで硬性憲法と軟性憲法を区別する。日本国憲法は2つの点で硬性憲法→①改正には国民投票が必要。②発議には各議院の総議員の3分の2以上の賛成が必要。
- (2) 新憲法草案100条1項は、このうち国会議員の発議に関する②を3分の2から過半数に緩和しようとするもの。

現在の憲法96条が日本国憲法の改正手続きを定めたものですが、それによれば衆参両院の総議員の3分の2以上で改正案が発議され、国民投票で国民の過半数の賛成が得られれば憲法は改正できることになっている。自民党草案では、この最初の発議の要件が総議員の過半数に緩和されており、国会議員と国民の過半数で賛成を得れば改正できることになる。

- (3) しかし、日本国憲法が硬性憲法であることの肝は②の要件にこそある＝多数決では変えられない憲法ということ。
- (4) 多数決で変えられない憲法というものは正当化できるのか、という疑問にきちんと応答する必要性

もちろん、過半数の同意があっても憲法を変えられない現在の96条は果たしていいものなのか、という議論が出てくる。

(5) ジェファーソンの挑戦——民主主義からの挑戦

「世界は生きている人のものである」(1789)——憲法は19年に一度見直すべき。そうでないと死者による支配を認めることになる。

アメリカ第3代大統領。アメリカ独立宣言を書いた。バージニア大学を作ったジェファーソン。憲法の改正手続きについて厳格にすべきでないと主張した。改正手続が厳格だと死んだ世代が生きている世代を拘束することになるので望ましくないと主張した。憲法は19年毎に失効し、新たに制定し直すべきだとした。しかし、ジェファーソンの提案は合衆国憲法の制定者たちによって斥けられ、合衆国憲法は世界で2番目に改正が難しい憲法として制定された。ジェファーソンの考えを退けた理由は何か。

- (6) 「プリコミットメント(precommitment)」という応答→オデッセウス(ユリシーズ)とセイレンの話→合理的な自己拘束とその妥当性。

「プリコミットメント」とは、自分が不合理な行動をとりそうな場合、あらかじめ規制をかけることで自分の選択の幅を狭めることによって、不合理な行動を防ごうとするもの。

故郷に帰るためにある島を通らざるを得ず、そこを通ると必ずセイレンに誘惑され、座礁する。オ

デュッセウスは、部下たちに自分の体をマストに縛り付け、どんな命令をしても縄をとくなど命じた。部下には耳栓をさせ船蔵へ行かせた。誘惑に勝てず縄を解けと命じるが、部下はその前の命令を守り無事に切り抜けた。

しかし大半の憲法は、今生きている世代が制定したものではなく、自己拘束として説明することは困難で、そのままの形ではプリコミットメント論は利用できない。

(7)「民主主義を可能にするための」という限定を付したプリコミットメント→多数決といえども、それが正統であるためには一定の条件が必要。たとえば選挙権の保障や政治的表現の自由の保障。つまり多数決主義にたっても、何でもその時々多数決に委ねていいわけではないはず→**民主主義を可能にするための硬性憲法**という理屈

民主主義を成立させるためには、一定の権利をきちんと保障し、憲法に書き込み、強く保障することが必要。民主主義を可能にするために必要な政治表現の自由や選挙権などは、硬性憲法はおろか毛改正できないと主張するのが民主主義を重視する立場からは適切なのではないか。

(8)しかし、硬性憲法は民主主義を可能にするためだけのものではない。**立憲主義を可能にするための硬性憲法**という理屈の必要性。

しかし、憲法上保障された権利がすべて民主主義を成立、機能させるために必要なものかと問われれば、そうは言えない可能性がある。たとえば、信教の自由、芸術や文化は必ずしも民主主義とは関係がないかもしれない。そういうものまで保障する必要があるのであれば、民主主義の保障とは別の観点から、これらの権利を擁護する必要があるが、そうした観点とは個人主義の考え方だ。個人を尊重し、個人にとって本当に大切なこと事柄に関しては、可能な限り個人の選択に委ね、多数決では決めない、それが近代立憲主義という考え方である。これは、民主主義の擁護ではなく、立憲主義の擁護という観点からの硬性憲法正当化論である。

(9) **安定した統治の必要性**——国会議員の任期などは、ある程度は調整問題(どのように決まっているかということよりも、決まっていること自体に意味がある問題→たとえば道路交通に関する左側ルールや、ごみ出しのルール)かもしれないが、調整問題も重要。特に統治に関する規定はそれぞれの権力にとって自己の利害に関連するため、対立が生じやすく、簡単に変えられることにするとしばしば変更されて安定性を失う。

例えば、衆議院議員の任期は、絶対4年でなければならないわけではないが、4年か5年なのかどっちかに定まっていることが重要。統治の規定を変えやすくすると自分たちの権限拡大に走る場合があり、統治機構の規定は、権力の自己利害に関わるもので簡単に変えさせていけない。統治の規定だから改正を容易にしてもいいという話にはならない。

(10)しかし、**立憲主義を可能にするための硬性憲法**という観点からするとやはり一番重要なのは、多数者によっても侵害されてはならないものとしての人権という考え方。

個人の尊重が何よりも大事にする考え方。世の中にいろいろな考え方があり、多数決でなく個人に決めてもらう。かけがえのない生を生きられるようにする。これが憲法13条である。それ以外について、多数決で話し合っただけで民主主義的に決めましょう。

(11)この「個人」を尊重するための「人権」というものを手放していいのか?→これは今の日本社会をどう考えるのかによるのではないか?

特に13条は日本社会に打ち込まれたくさびである。日本社会は13条をまだ自分のものにできていない。私は、若者の間で流行っている「KY=空気を読め」という表現には抵抗感がある。自民党の改正草案は、「和を尊ぶ」だとするが、それは今風に言えば「KY」ということだろう。異質なものを排除しようとしている。例えば、天皇が亡くなると自粛が起こり、福島原発事故がおこると一斉に自粛がおこる。不思議な話であり、非常に息苦しい社会だ。13条は、個人の生き方に干渉しない、かけがえのない生をきちんと生きていいのだ、という形でこうした「KY」ということが普通に説かれる社会に楔を打ち込んでいると考えられる。

「和を尊べ」とか「KY」ということが言われる日本社会が13条含め現在の日本国憲法を持て余しているのはよくわかるが、だからといって個人主義を放棄していいのか。個人主義に立つ近代立憲主義という考えた方を自分たちのものにするために多くの人が努力してきた。その努力を無にすべきではない。今の日本社会はまだまだ不寛容な社会。空気を読めないといけないような社会では生きたくないというのが私の考えです。

4 終わりに

(1) 憲法は「不磨の大典」ではないし、またそうあるべきでもない。

改正の余地がある部分もある。

(2) ただし、現在の改憲動向には問題がありすぎる。

①国家と国民の関係の逆転という問題

②民主主義の軽視→民主的正統性が疑わしい議員が民主主義を語ることのうさん臭さも了解可能

③個人主義に対する敵対

④立憲主義に関する世界の動向に背を向ける改正草案

⑤明治憲法を制定した際の制憲者たちの「苦悩」すら共有されていない。

(3) 日本社会と憲法、立憲主義——楔としての憲法

(4) 硬性憲法の比較

ある比較——アメリカ 5.10 ドイツ、スペイン 4.60、イタリア 4.15、日本 3.25

このことの意味——やる気になれば変えられない憲法などない

1995年に書かれたアメリカの論文ですが、世界各国の憲法の改正のしにくさを比較したものがあります。それによれば、1番はユーゴスラビアで、2位がアメリカ合衆国。日本はそれほど難しいものに分類されていません。ドイツやアメリカは日本より難しくても変えています。96条改正が必要というのは言い訳だろう。本気になれば「憲法のここが問題」と訴えて、改正を目指せばいいのです。

質疑：

・国民投票法について、お考えを聞かせていただきたい

→国民投票をどのようにやるのか、決めた法律がなかったため、07年に自民党が国民投票法案を作った。一番問題だと思うのは、できるだけ簡単に国民投票できるよう、有効投票の過半数で成立するとしている点。有効投票の過半数の賛成で改正できるのは軽すぎるのではないか。小平市の条例で、50%以上の人投票しなければ開票すらしない、これもおかしいが、96条の改正を先行させたとして、96条の改正はあまり国民の関心と呼ばず投票率が低い、そこに9条の会の人がいけば否決が割と簡単かもしれない。が、やはり軽すぎるという気がする。

・加憲をどう見ればいいのか。また、改正は条項ごとなのか、一括なのかによって大きく変わると思うが、どのように考えればよいか。

→丸ごとは憲法制定のときしかないだろう。ある程度グループでくくれるものはセットで国民投票にかけることができる。例えば9条、国防軍、軍事裁判所は一体のものとしてできる。関連性のないものをひとまとまりにすることはできないと言われている。

加憲は必要か。集団的自衛権は法制局が駄目だと言っているから憲法改正するしかない。環境権や知る権利は、改正をしても何も得られない。憲法に書いたからといって守られるものでなく法律で丁寧に保障してゆく方がいい。プライバシー権は、裁判所では権利があることは認めており、それで十分でないか。加憲、天皇について退位の規定がない。現在憲法にも皇室典範にも、生まれてきたら天皇になるしかなく、婚姻等も制約を受ける。生身の人間にそこまで人権放棄させるには、最低限選ばせ

る、退位をしていいという規定を設けるべきでないか。

・有識者懇談会からの動きをどう考えておけばいいか。

→憲法改正はなかなか大変なので、有識者懇談会を使って内閣法制局に圧力をかけるという方法は常にあり得る。憲法改正と有識者懇談会による圧力というのは二つの選択肢だ。しかし有識者懇によって圧力をかけるという方法は不確実で、内閣法制局が9条で圧力に屈するかどうかはわからない。

・草案がそのまま実現したとして、誰がどのように得をするのか、一番逆の影響を受けるのはどういう立場の方なのか。

→一番大きな影響力を受けるのは、多くの人にとって変わっているとされる人たちでないか。しかしそういう人たちの活動によって自由が守られている。変わった人を押さえ込むと普通の人も困ることが多々出てくる。自民党は得をするだろう。安倍政権を支える保守派には2種類ある。一つは、国家、伝統、文化、共同体を重んじる保守派で、もう一つはTPP推進、ネオコン、ネオリベ、経済的自由を確保したい保守派だ。この改正草案にはTPP派は乗らないのではないか。アベノミクスもすべて憲法改正の手段。そのためならなんでもやる。安倍さんはそういう危ないし怖い人。

・草案、現在の条文と、対比できるか。個人を人と変えることでこういう意味を持つのではないか、とのことだったが、解説されている本などあればご紹介いただきたい。

→自民党草案は、対照表付きで、現在の憲法のどこを変えるのかすべて載っている。2005年草案であれば、学者が検証したものがたくさん出されている。また、自民党憲法改正草案超口語訳というものがネットで見られる。関西弁で面白おかしく書いてあるが、かなりよく問題点を知っている人が書いていると思う。

→世界という雑誌で2回特集されている。これからいろいろなものが出てくるだろう。

→岩波新書の『改憲は必要か』には基本的なことが書いてある。

→12年草案は、発表された当時あまり大きく報道されなかった。注目されるようになったのは昨年12月の総選挙で自民党が勝利し、安倍首相になってからのこと。

以上